介護老人福祉施設【特別養護老人ホーム親光】　運営規程

【事業の目的】

第１条　この規程は、社会福祉法人ひふみ会（以下「事業者」という。）が開設する介護老人福祉施設「特別養護老人ホーム親光」（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が要介護状態にある入所者に対し、適正な介護老人福祉施設サービス（以下「事業」という。）を提供することを目的とする。

【事業の運営の方針】

第２条　事業の実施に当たっては、入所者の意思及び人格を尊重して、常に入所者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。

２　従業者は、入所者が可能な限り居宅における生活への復帰ができることを念頭に、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うものとする。

３　事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

【施設の名称等】

第３条　施設の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

（1）名称　　介護老人福祉施設　特別養護老人ホーム親光

（2）所在地　埼玉県川口市大字西新井宿 931

（3）ユニット数及びユニットごとの入居定員

定　員	100 名
ユニット数	10 ユニット
ユニットごとの入居定員	10 名

【施設の職員の職種、員数及び職務の内容】

第４条　施設に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（1）管理者　1 人

管理者は、施設の職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（2）医師　1 人

医師は、入所者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。

（3）生活相談員　1 人以上

生活相談員は、入所者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。

（4）看護職員　3 人以上

看護職員は、入所者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

（5）介護職員　31 人以上

介護職員は、利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。

（6）管理栄養士又は栄養士　1 人以上

管理栄養士又は栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導等を行う。

（7）機能訓練指導員　1人以上

機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。

（8）事務職員　1人以上

事務職員は、必要な事務を行う。

（9）介護支援専門員　1人以上

介護支援専門員は、施設サービス計画の作成を行う。

【事業の内容】

第5条　事業の内容は、次のとおりとする。

（1）入所の対象者は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において日常生活を営むことに困難がある者とする。

（2）サービスは、次条に定める施設サービス計画に基づき、特に以下の点に留意して提供する。

ア　常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助、日常生活上の世話等の生活、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。

イ　懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

ウ　介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

エ　入所者や他の入所者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。

オ　衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意をはらう。

カ　入所者の心身の状況に応じて、週に2回以上入浴又は清拭を行う。

また、排泄、離床、着替え、整容等に関し、必要かつ適切な介護を行う。

キ　栄養、入所者の身体状況・嗜好、提供時間、自立支援等に配慮して食事を提供する。

ク　退所に当たっては、居宅介護支援事業者や他の保健医療福祉サービス提供者と連携し、必要な援助を行う。

【施設サービス計画の作成】

第6条　管理者は、入所者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービス提供の開始前から終了後に至るまでの入所者が利用するサービスの継続性等に配慮して、サービスの目標や当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した施設サービス計画の作成を介護支援専門員に行わせるものとする。

2　介護支援専門員は、他の職員等と協議の上、施設サービス計画の原案を作成し、入所者や家族に対し、その内容等について説明し、同意を得るものとする。

【利用料その他の費用の額】

第7条　介護老人福祉施設の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

2　その他の費用として、居住費、食費、その他通常必要となる日常生活上の便宜に係る費用で、その利用者に負担させることが適当と認められる費用の支払いを受けることができるものとする。

（1）食費　1日　1,632円

ただし、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」（旧措置入所者については、「介護保険特定負担限度額認定証」）に記載されている負担限度額とする。

（2）居住費　　１日　2,066円

ただし、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」（旧措置入所者については、「介護保険特定負担限度額認定証」）に記載されている負担限度額とする。

（3）入所者が選定する特別な食事の提供に要する費用　実費

（4）理美容代　　実費

（5）その他日常生活上の便宜に係る費用

ア　出納管理費　1日　100円

イ　日用品費　　1日　150円

ウ　教養娯楽費　1日　　50円

３　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

【サービス利用に当たっての留意事項】

第８条　入所者は、次に掲げる事項を遵守すること。

（1）共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をすること。

（2）火気の取扱いに注意すること

（3）けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。

（4）その他管理上必要な指示に従うこと。

【緊急時等における対応方法】

第９条　サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行う。

【苦情処理】

第１０条　指定介護老人福祉施設サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

２　提供した指定介護老人福祉施設サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

３　提供した指定介護老人福祉施設サービスに関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

４　提供した指定介護老人福祉施設サービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

【非常災害対策】

第１１条　施設は、消防法等の規程に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

【虐待防止に関する事項】

第１２条　施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

（2）虐待の防止のための指針を整備する。

（3）職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

（4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

【個人情報の保護】

第１３条　事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

２　施設が得た利用者及びその家族の個人情報については、施設の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

【その他運営についての留意事項】

第１４条　事業者は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（1）採用時研修　採用後1か月以内

（2）継続研修　年1回以上

２　従業者は、職務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に、職務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

４　この規程に定める事項のほか、運営に必要な事項は事業者の代表者と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

１、この規程は、平成22年4月1日から施行する。

２、この規程は、平成26年4月1日から施行する。

３、この規程は、令和1年10月1日から施行する。

４、この規程は、令和3年8月1日から施行する。（虐待防止に関する事項を追加）

５、この規定は、令和4年1月1日から施行する。（定員100名　記載）

６、この規定は、令和6年8月1日から施行する。（居住費2,066円）